

死亡労働災害多発緊急警報

令和6年6月6日
埼玉労働局

埼玉労働局管内における死亡労働災害が令和6年6月6日現在で12人と前年同期と比較して大幅な増加となり、建設業においては死亡者が5人とその半数を占め、前年同期の5倍となっています。

事故の型別でみると「はさまれ・巻き込まれ災害」3人、「交通事故」3人が多くなっています。

このまま死亡災害が発生し続けると、前年の年間19人、前々年の年間27人を超えることが懸念されます。

このような状況を重く捉え、ここに「死亡労働災害多発緊急警報」を発令し、「全国安全週間準備期間」でもあることから、県内の事業者、労働者をはじめとする関係者に対して、死亡労働災害の撲滅に向け、安全の確保、基本的な安全措置の徹底を図ります。

記

1 発令期間

令和6年6月6日から令和6年7月7日（全国安全週間終了日まで）

2 期間中に特に徹底すること

（1）安全作業の徹底

リスクアセスメントを実施し、安全な作業計画、作業手順を徹底するため、安全衛生教育を確実に実施し、基本的な安全措置を徹底すること。

（2）機械によるはさまれ、巻き込まれ災害の防止

安全装置が有効に保持されているか確認すること。また、適正に使用されているか作業内巡視等により確認すること。

（3）交通災害多発による対策の徹底

過労運転を防止するため、十分な休憩・睡眠時間を確保すること。交通安全教育を実施すること。

（4）高所からの墜落・転落・踏み抜き

高さ2メートル以上の高所作業では、囲い・手すり等を設けた作業床を確保すること。

（5）移動式クレーン・重機による災害

アウトリガーは最大張り出しとし、過負荷防止装置を有効保持して、定格荷重の範囲内で適切に使用すること。路肩、傾斜地等で使用する場合は、誘導者を配置すること。

（6）熱中症予防対策

定期的な水分・塩分の摂取、こまめな休憩をとること。管理者が頻繁にその状況を確認すること。